

【パソコン使用ガイドライン】 20140426案

群馬県水泳連盟情報処理委員会

(目的)

その1 このガイドラインは、敷島公園水泳場運営室の水泳連盟所属のパソコン（以下「連盟 PC」）を連盟関係者と大会運営者（以下「利用者」）が、連盟の業務や大会運営（以下「連盟業務」）のために、能率的かつ快適に利用できる環境を互いに作っていくことを目的としています。

(基本方針)

その2 利用者は、連盟 PC 利用に関して以下の事を理解して下さい。

- (1) 連盟 PC は、連盟業務と大会運営のために利用する。
- (2) 必要な利用はできるが、設定変更はできない。原則設定変更はしない。
- (3) ウイルスに感染することのないよう、必要な予防措置をとる。
- (4) PC 利用によって得た情報を連盟業務以外に使用したり、外部に漏らしたりしない。
- (5) 作成したデータをコンピューター内（デスクトップ上など）に放置しない。
- (6) 使用後は、設定・配線等をすべて元の状態に戻す。
- (7) 連盟 PC の管理・運営は情報処理委員会（以下「情報委」）が行う。
- (8) 利用者は、このガイドラインに沿って利用し、不明な点は情報委の指示に従う。

(管理・権限)

その3 利用者は、連盟 PC の利用・管理について以下の事を守って下さい。

- (1) 利用に関しては、業務の該当各委員長の承認のもと user として利用する。
- (2) 設定の変更やソフトウェア（以下「ソフト」）のインストール等は、管理者（admin.）が行う。
- (3) PC 利用によって得た情報は連盟業務のみに利用する。
- (4) 作成したデータの保存については、別紙ルールに従う。
- (5) 連盟 PC を運営室から持ち出すことを禁ずる。ただし連盟主催の競技会を行うために、競技委員長又は情報処理委員長が必要と判断する場合のみ認める。
- (6) 無線 LAN に接続できる PC は、連盟役員と競技委員及び強化担当者のものであるとする。他は、情報委と理事長で協議・決定する。
- (7) 連盟 PC の管理者（admin.）は情報委から数名を定める。
- (8) 情報委員は、参加した連盟業務・大会で別紙に定める所定の管理業務を行う。

(設定・運用)

その4 連盟 PC は、以下の設定・運用がされることを理解して利用して下さい。

- (1) user は設定変更、ソフトのインストール等はできない。
- (2) 設定の変更やソフトのインストール等については、情報委員を通して情報委員長に要請し、情報委で後日検討する。インストールされるソフトは別紙一覧の通り。
- (3) 所定の場所以外に放置されたデータは削除される。またデータは随時整理される。
- (4) 利用者は、故障やウイルス感染等があったらすぐに情報委に知らせる。
- (5) 水泳場備品のパソコンには、必要な場合に LAN による接続をする。

別紙（内規）

その1 作成されたデータの扱い（その3（5））

- （1）作成されたファイルは、原則、作成者が持参した記録媒体に保存する。利用の際はウイルス等を持ち込まないよう、対応策をとって利用する。
- （2）継続的に利用するなど連盟 PC 内に保存する必要があるデータについては、委員会ごとに保存フォルダーを定め、その中に保存する。
- （3）データ作成者は、PC 内に保存したデータが不慮の事情で消失しても困らないように対応しておく。情報委員会は対応しない。
- （4）PC 内に保存されたデータは、PC の残り容量により随時、削除・別に保存される。情報委員を通して連絡後、実施される。

その2 ソフトのインストール（その4（2））

（1）インストールするソフト一覧（予定）

「リザルト」 「賞状システム」 「Microsoft Office」 「一太郎」
「ホームページビルダー」 「JUST pdf 3」 「Lhaplus（圧縮ファイル解凍）」
「Chrome（IE で表示できないサイトを見るため）」
※「リザルト」「賞状システム」は OS が対応次第導入

- （2）原則、ソフトのインストールはこれ以上しない。
利用の実態をふまえて、不可欠と判断されるもののみを導入する。
利用者は、情報委員を通して要請する。
導入については検討の上、情報委員全員の承認のもと、後日導入となる。
- （2）ウイルス等への対応は OS に搭載される「Windows Defender」で当面对応する。

その3 その他

- （1）情報委員は参加した連盟業務・大会で所定の管理業務を行う（その3（9））
 - ・ PC のウイルスチェック
 - ・ 放置されたファイルの削除
 - ・ 設定配線関係の整備
 - ・ データのバックアップ
- （2）連盟 PC の管理・運用にかかわる費用は、情報委員会、競技委員会、連盟本部が協議して負担していく。ただし責任が問われるような破損、故障等については当事者に個人負担を求めることもあり得る。

覚え書き：

- ・ 2014 年 3 月 23 日、情報委員会策定
- ・ 2014 年 4 月 23 日、第 1 回総会提案